

2019年12月4日

厚生労働大臣
加藤 勝信 様

(一社) 京都府理学療法士会会長 麻田 博之
(一社) 京都府作業療法士会会長 平山 聡
(一社) 京都府言語聴覚士会会長 関 道子
京都府保険医協会理事長 鈴木 卓

2020年診療報酬改定、2021年介護報酬改定に向けた 医療・介護のリハビリテーションに関する要望書

謹啓

貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2019年4月の要介護被保険者の外来維持期リハビリの算定終了から12月で9か月が経過しました。京都府理学療法士会、京都府作業療法士会、京都府言語聴覚士会、京都府保険医協会では、維持期リハビリ算定終了によって、要介護・要支援の患者さんが必要なリハビリテーションを継続して受けることができているのか非常に懸念をし、算定終了の影響について調査を行いました（その後、同調査は保団連が全国調査として実施し、京都を含む31の保険医協会・医会が実施しました）。

また、維持期リハビリの対象であった患者さんの主な移行先である通所リハビリテーションにおいても、現在の報酬体系や施設基準が、要介護・要支援の患者さんが必要なリハビリテーションを継続して受けることができるものとなっているのかどうか調査を行い、それぞれ別紙の通り取りまとめました。

その結果からは、リハビリの継続が必要だったにもかかわらず、移行せずに終了した人、介護保険制度上の制約によって移行ができなかった人、移行先で状態の維持に困難が生じた人があることなどが明らかとなっています。

通所リハビリでは、「疾患別リハビリから移行した要介護・要支援者に、必要なリハビリテーションを提供できる体制がある」と答えた事業所は半分に留まりました。「算定している基本サービス費および加算は、移行した要介護・要支援者のリハビリを担う上で十分か」との間に「十分」と答えた事業所は4分の1しかありませんでした。そして、「通所リハビリテーションにおける改善すべき点」が有るとの回答は8割を超えています。

以上の結果を踏まえて、2020年診療報酬改定、2021年介護報酬改定に向けたリハビリテーションの取り扱いについて、下記の通り要望いたします。

謹白

1. 要介護被保険者等の外来維持期リハビリテーションの算定終了を撤廃すること
2. 少なくとも、通所リハビリ等に移行できない場合は、維持期リハビリテーションを算定できるようにし、必要なリハビリテーションが継続できるようにすること
3. リハビリが必要であるのに移行せず終了した人を含めて、疾患別リハビリ終了後の要介護被保険者等の状況について追跡調査を実施すること
4. 通所リハビリテーションの基本サービス費を引き上げ、必要なリハビリテーションを実施できる体制を構築すること

以上